

# 小作争議調査表

No. 178

(月報番號第一七四號)

(昭和六年十一月分)

場 所	浮羽郡 江南村大字 生季	
	發生 終熄	昭和九年十一月二十日 昭和九年十二月三日
關係人員	地主 依藤清兵衛 小作人 梶村浪次	關係地 種類面積 田 二反五畝步
地主關係團體	小作人關係團體	日農九月 浮羽郡 江南村支部
原因	小作人口出賃と理由に於て、前年度小作料の全免を要求した。此れ地主は之を認めず、全免を認めずとも全免は必要と主張した。地主は之を認めず、全免を認めずとも全免は必要と主張した。地主は之を認めず、全免を認めずとも全免は必要と主張した。	
事項	昭和九年 度小作料全免要求	
經過	小作人口出賃の交渉を進行し、積極的に斗争する中、画策中より、舟が、爲所轉署に於て、斡旋は如何なるか、必要は如何なるか、解決す。	

財團協調會福岡出張所

備考	結果
	<p>一 前年度全免却外地主の小作料、畑七畝二十五歩と、保せて一千二百円に、小作人に上考復す。</p> <p>二 小作人は十二月十五日迄に内金三百円と、支拂の残金、昭和十一年四月十五日迄に支拂ふ。</p> <p>三 地主は本年度小作料、九俵を全免した。</p>